



鳥取県公報

平成 26 年 8 月 1 日 (金)
第 8 6 2 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケートの実施 (584) (河川課) 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (585) (西部総合事務所福祉保健局) 2
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (586) (〃) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (587) (八頭県土整備事務所) 3
- ◇ 公 告 平成26年鳥取県屋外広告物講習会の開催 (住まいまちづくり課) 3

告 示

鳥取県告示第584号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
海岸漂着ごみの発生の抑制に関するアンケート
- 2 調査の目的
鳥取県が実施している海岸漂着物発生抑制対策の啓発活動の効果検証を行い、今後のより良い施策検討の一助とする。
- 3 調査対象の範囲
県政参画電子アンケート会員
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 海岸への関心、利用状況等
 - イ 海岸漂着ごみの発生抑制啓発事業に係る意識、意見等
 - (2) その基準となる期日
調査票の入力日
- 5 報告を求める者
県政参画電子アンケート会員約480名
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。
- 7 報告を求める期間
平成26年8月8日から同月22日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類

医療法人昌生 会	ヘルパーステーシ ョン新田	米子市中島 2 - 1 -54	平成26年 7 月 22日	平成26年10月 5日	訪問介護
-------------	------------------	--------------------	------------------	----------------	------

鳥取県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人昌生 会	ヘルパーステーシ ョン新田	米子市中島 2 - 1 -54	平成26年 7 月 22日	平成26年10月 5日	介護予防訪問介 護

鳥取県告示第587号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年8月1日

鳥取県八頭県土整備事務所長 山 本 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成26年3月20日 鳥取県指令第201300202481号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町稲荷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八頭郡八頭町郡家493
八頭町 町長 吉田 英人

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成26年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成26年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
-----	-----	-----------

平成26年10月7日（火） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第二庁舎4階 第34会議室	広告物の施工に関する事項
平成26年10月8日（水） 午前9時から午後3時30分まで		広告物の表示の方法に関する事項 広告物に関する法令

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び日野振興センター日野県土整備局維持管理課並びに各市町村役場並びに鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>) において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成26年8月15日（金）から同年9月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年9月26日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当

（電話0857-26-7371）